

○新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、鳥や動物のインフルエンザウイルスが人に感染し、人から人へと効率よく感染できるように変化したもので、このウイルスが感染して起こる病気が新型インフルエンザです。20世紀では大正7年（1918年）に発生したスペインかぜ（インフルエンザ）の大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定され、我が国でも約39万人が死亡しています。また、昭和32年（1957年）にはアジアかぜ（インフルエンザ）が流行しました。

21世紀では、平成21年（2009年）に発生しています。

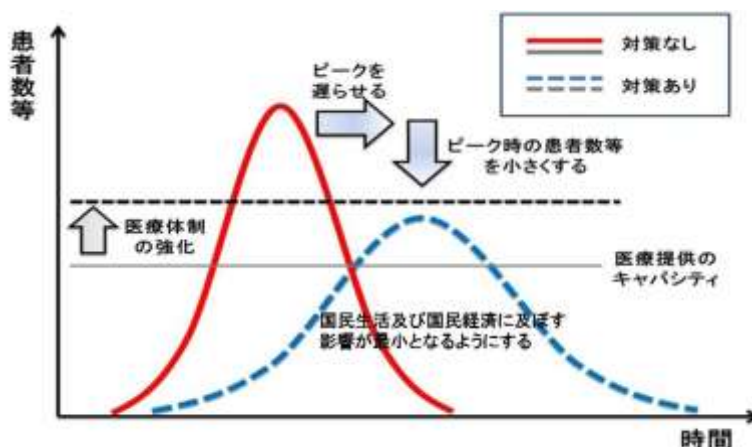
現在、中国や韓国で発生している「鳥インフルエンザ」は、鳥から人への感染例がありますが、人から人へ感染しやすい状況ではないので、新型インフルエンザではありません。ただし、ウイルスが新型インフルエンザへ変異する可能性が否定できないため、引き続き注意が必要です。

第1章 基本的な方針

○行動計画における対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

○発生段階の考え方

発生段階については、新型インフルエンザ等の特性を考慮し都区一体で対応する必要があるため、東京都と同様の区分としています。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		都行動計画	区行動計画	状態
国	地方			
未発生期		未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが、都内では患者が発生していない状態
	地域発生早期			
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	患者が調査で追えなくなるほど流行している状態
			第二ステージ (院内体制の強化)	流行注意報発令レベル (10人/1病院あたり)を目安とし、入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)	流行警報発令レベル (30人/1病院あたり)を目安とし、更に増えている状態
小康期		小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

○対策実施上の留意点

・ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、東京都が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校等の使用制限の要請等について協力するにあたり、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとします。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

第2章 国、都、区等の役割

○基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等（※1）が発生したときは、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、住民接種（5頁参照）で使用するワクチンについては、6か月以内に全国民分のパンデミックワクチン（※2）を供給します。

※1 【新型インフルエンザ等】

新型インフルエンザ等には、新型インフルエンザ及び「新感染症」が含まれます。なお、「新感染症」とは、未だ確認されていない新たな感染症で、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものです。

※2 【パンデミックワクチン】

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンで、主に住民接種に使用します。

(2) 区

平常時には、区行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、発生時に備えた準備を進めます。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(3) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努めます。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努めます。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努めます。

第3章 対策の基本項目

情報提供・共有

(1) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、わかりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(2) 区民・事業者への普及啓発

新型インフルエンザも、季節性のインフルエンザと同様の感染予防策が有効です。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」であり、その予防には手洗い、マスク着用、咳エチケット等が有効な対策です。

区民相談

(1) 健康相談（新型インフルエンザ相談センター）

区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに「新型インフルエンザ相談センター」（以下「相談センター」という。）を設置します。保健所の開庁時間は保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において都区市共同の相談センターを設置し24時間対応します。

感染拡大防止

○感染拡大防止策の協力依頼

- ① 区民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ② 区施設の利用制限及び催物の開催自粛等の感染拡大防止策を実施
- ③ 区の関連団体、委託業者への同様の取組を依頼
- ④ 事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう促します。

(2) 施設対策

学校、幼稚園、保育施設等については、集団発生の可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登校・登園しないことなどを注意喚起することが重要です。また、手洗い、マスク着用、咳エチケット等、基本的な感染予防策を実践することも重要です。なお、集団発生がみられた場合は、必要に応じて、臨時休校・休園等の措置を講じます。

予防接種

(1) 特定接種（国が実施します。）

特定接種とは、医師等の医療従事者及び電気・ガス等のライフラインを担う社会機能の維持に係わる方々の業務が継続できるよう、住民接種の前に実施する予防接種です。

(2) 住民接種（区が実施します。）

法律において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言（※1）がされた場合については、「臨時の予防接種（※2）」を行います。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、「新臨時接種（※3）」を行うこととなります。

住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図ります。

※1 【緊急事態宣言とは】

内閣総理大臣である政府対策本部長が、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、甚大な影響を及ぼし、又は恐れがあると認めるときに、対象区域、実施期間等を定めて行うものです。最小でも都道府県単位、状況により隣接する複数都道府県が指定されます。

※2 【臨時の予防接種】

区民の方々の接種努力義務があり、予防接種料金は公費負担となります。

※3 【新臨時接種】

区民の方々の接種努力義務がなく、住民税非課税世帯などの低所得者以外の方は、予防接種料金が自己負担となります。

【接種の順番】

「医学的ハイリスク者」「小児」「成人・若年者」「高齢者」の4つの区分から新型インフルエンザの特性を踏まえ、国が専門家の意見を聴いて、住民接種を実施する順番を決定します。接種の順番は「小児が重症化しやすい」あるいは「高齢者が重症化しやすい」などの特性を踏まえて決定されますので、順番通りの接種について、ご理解・ご協力をお願いします。

医療

(1) 海外発生期から都内発生早期

限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなります。

新型インフルエンザが疑われる場合は、必ず「相談センター（4頁参照）」に連絡してください。

相談センターが「新型インフルエンザ専門外来」をご案内します。

この期間に一般の医療機関に直接受診することは、感染拡大を早めることにもつながりますので、行わないでください。

(2) 都内感染期

新型インフルエンザ等の診療を、特別な医療機関で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うこととなります。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診しますが、その際は医療機関に電話で連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。

第4章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに対策の概要を記載します。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

1 未発生期

<未発生期の状況>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<対策の目的>

発生に備えて体制の整備を行うとともに、発生時の対応の周知を図ります。

情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、区のホームページやツイッターなどの複数の広報媒体により、新型インフルエンザ等の基本的知識や手洗い、マスク着用、咳エチケット等の感染予防策について、普及啓発を行います。

感染拡大防止

- 手洗い、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図ります。

予防接種

- 住民接種については、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

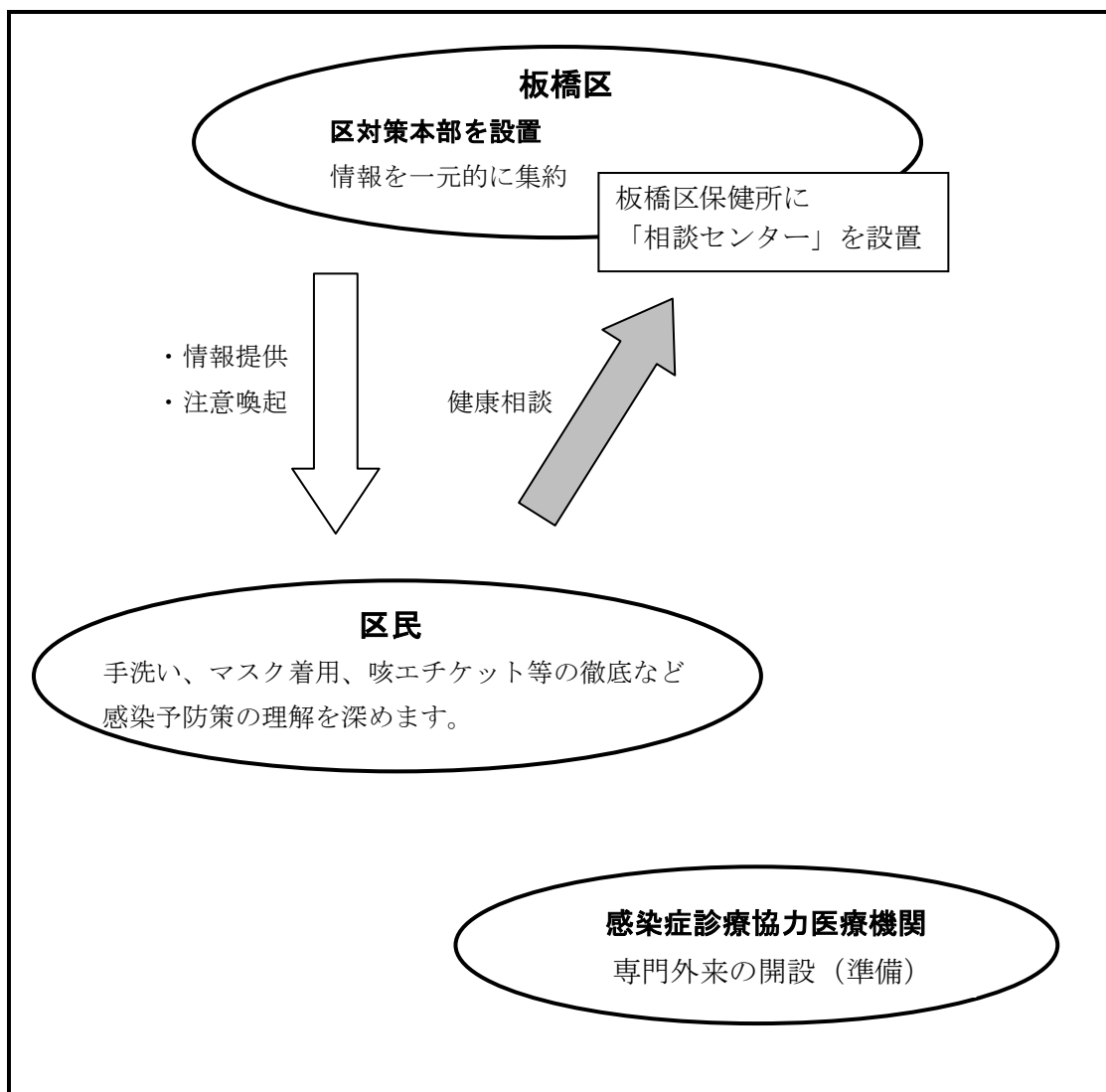
2 海外発生期

<海外発生期の状況>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

<対策の目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内（区内）発生の遅延と早期発見に努めます。
- 2 都内（区内）発生に備えて体制の整備を行います。



- ・ 政府が東京都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止の要請、区民へ外出自粛等の要請をする場合もあることを事前に周知し、理解と協力を求めます。

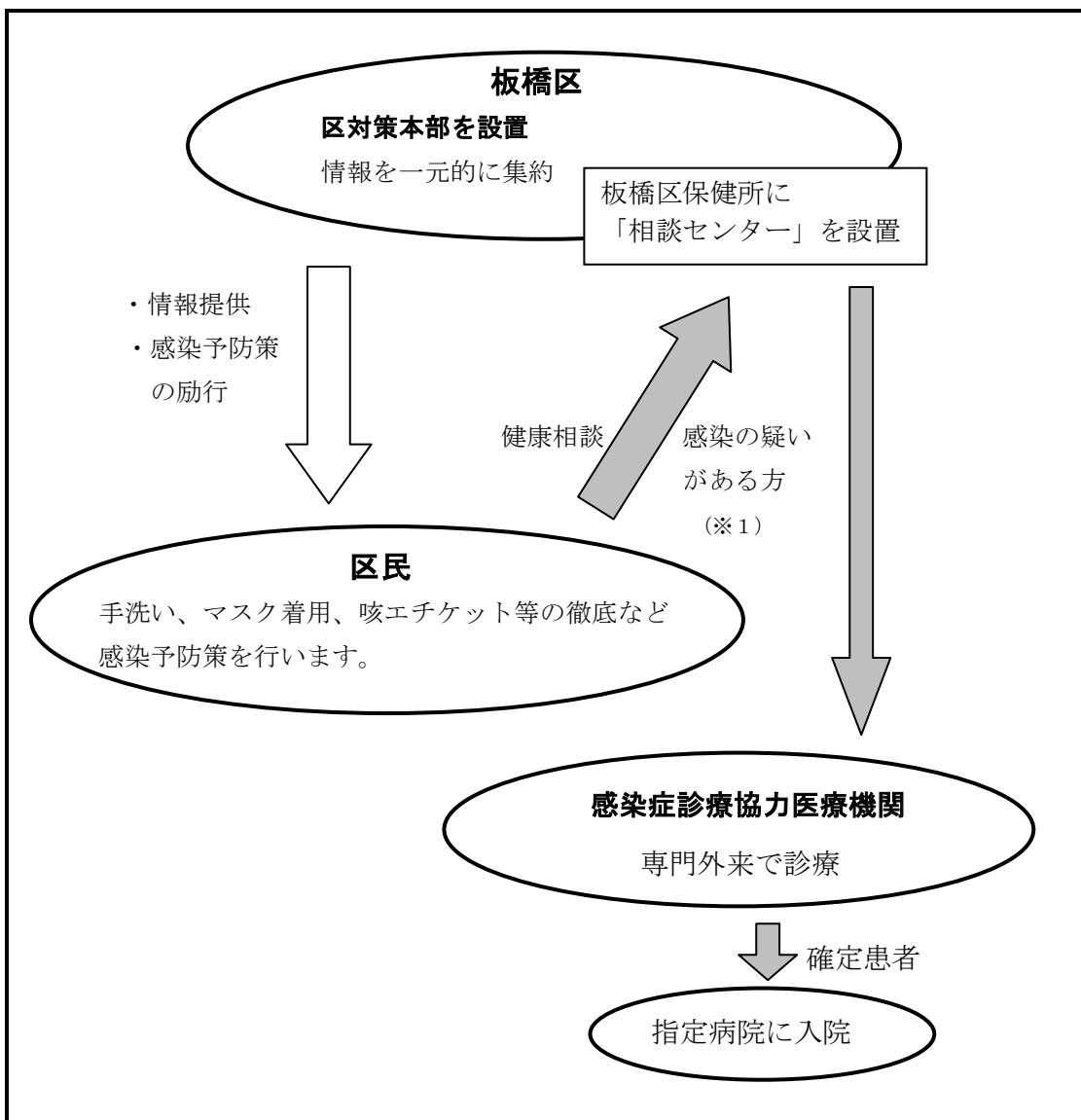
3 国内発生早期（都内未発生）

<国内発生早期の状況>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<対策の目的>

- 1 都内（区内）での発生に備えた体制の整備を行います。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供します。



・※1

感染症診療協力医療機関は、一般の医療機関よりも院内感染が起こらないような施設体制等が整っています。感染拡大を少しでも防ぐため、また、保健所で患者の全数把握をするために、必ず「相談センター」にご連絡ください。

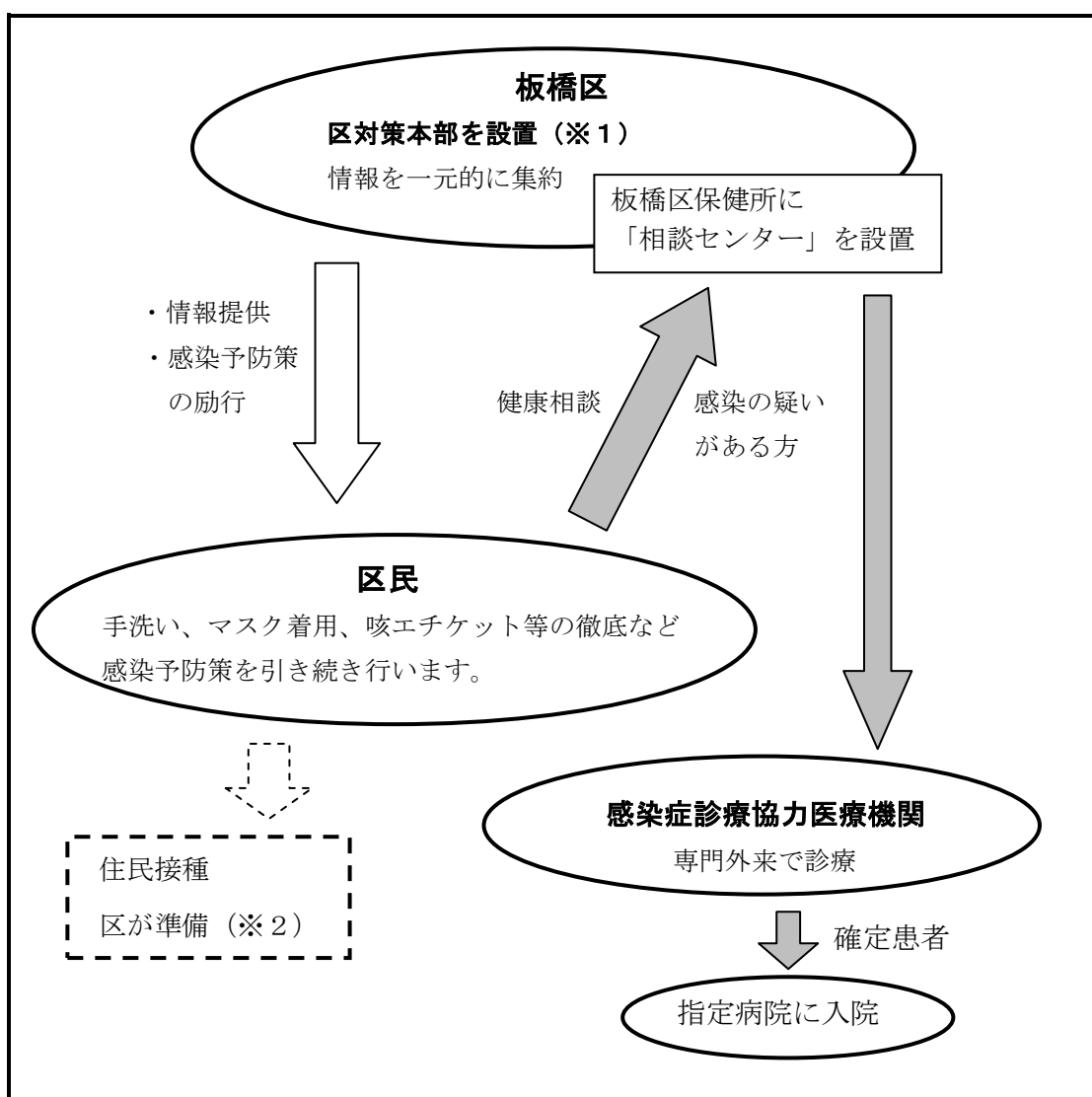
4 都内発生早期

<都内発生早期の状況>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<対策の目的>

- 1 区内での感染拡大をできる限り抑えます。
- 2 患者に適切な医療を提供します。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行います。



・※1

業務継続計画（BCP）等により、区の業務を継続します。対策のレベルは「区対策本部」で決定します。

・※2

緊急事態宣言がされている場合は、接種体制が整い次第、「臨時の予防接種（5頁参照）」を行います。

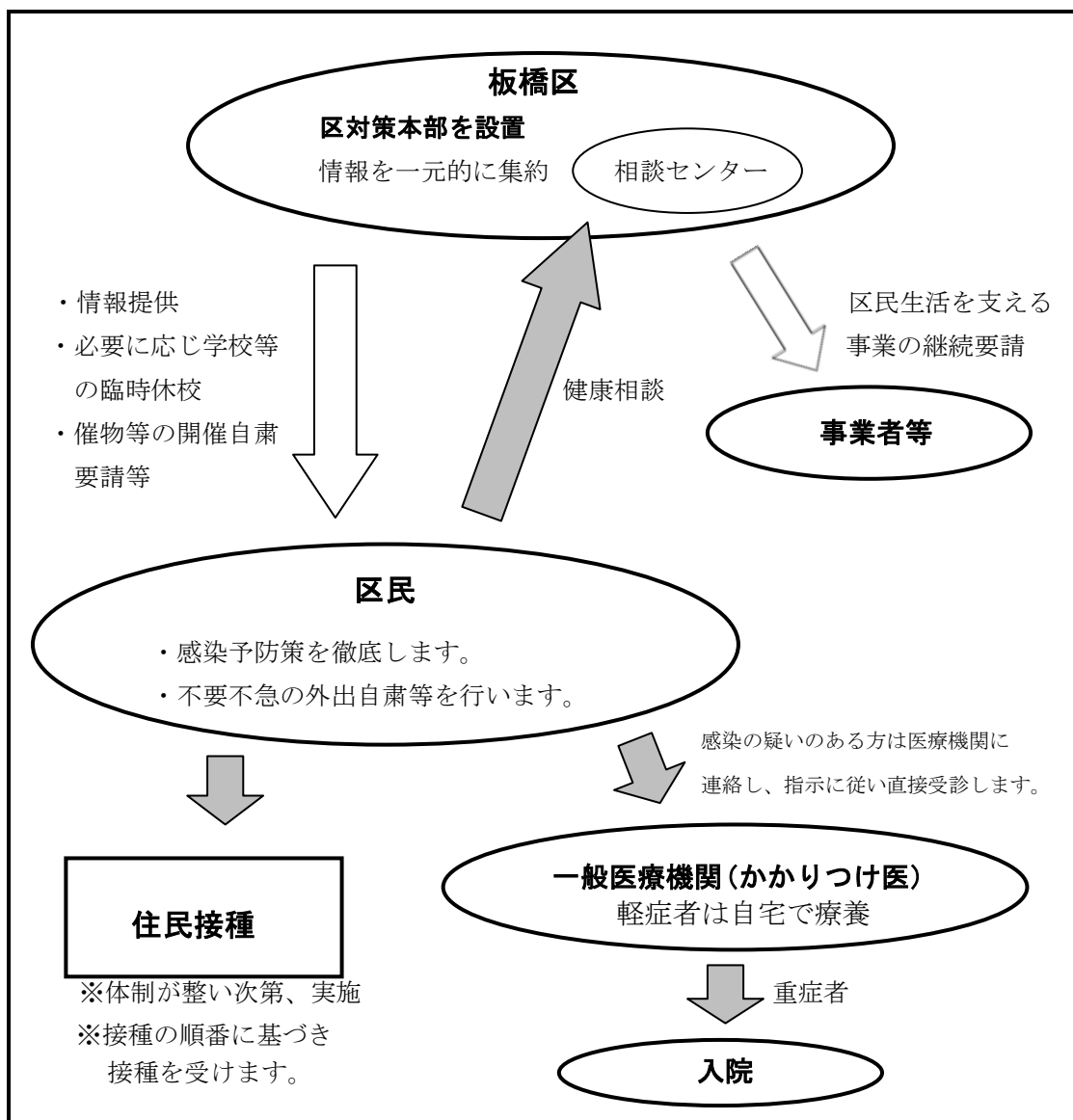
5 都内感染期

<都内感染期の状況>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が調査で追えなくなった状態
(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

<対策の目的>

- 1 医療提供体制を維持します。
- 2 健康被害を最小限に抑えます。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えます。



- ・学校、幼稚園、保育施設等は、児童・生徒、園児の健康管理に努めるとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケット、校内・園内の消毒等、感染拡大防止を徹底します。また、必要に応じて臨時休校・休園等の措置を講じます。

6 小康期

<小康期の状況>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<対策の目的>

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備えます。

情報提供・共有

- 都内の流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区のホームページやツイッター等の広報媒体のほか、関係機関やメディアの協力を得て、区民や事業者に呼び掛けます。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛けます。

区民相談

- 保健所に設置した相談センターは、状況に応じて縮小・終了します。

感染拡大防止

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除します。
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努めます。

予防接種

- 第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨します。

区民生活及び経済活動の安定の確保

- 区民及び事業者に、平常時の区民生活への回復を呼び掛けます。